令和4年度 岡山市ケアプラン点検事業まとめ

01 ケアプラン点検とは

◆ ケアプラン点検の位置付け

- 介護保険制度の介護給付費適正化事業の1つ
- 保険者ごとの要件で実施

◆ 目的

利用者の自立を支援するという理念のもとに、ケアマネジメントのプロセスを踏まえたケアプランが作成できているか、**面談の中で相互に検証・確認**をしながら『気づき』を促していきます。

各都道府県介護保険担当課(室) 各保険者介護保険担当課(室) 各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 9

← 厚生労働省 老健局振興課

介護保険最新情報

今回の内容

「ケアプラン点検支援マニュアル」 の送付について 計112枚(本紙を除く)

Vol.38 平成20年7月18日 厚生労働省老健局振興課

介護保険最新情報 Vol.37にてお知らせしましたとおり、「ケアプラン点検支援マニュアル」を送付致します。ケアプランの点検に当たっての参考としてご利用下さい。(介護保険最新情報 Vol.37にて一部をお送りしておりますが、今回お送りするものが全体版となりますので、こちらをご活用下さい。)

また、貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願い致しま 「。

なお、容量が大きいことから、三回に分割して送付致します。

- 「ケアプラン点検支援マニュアルの活用方法」及び「ケアプラン点検支援 マニュアルの指標」
- 「ケアプラン点検支援マニュアル (本論)」のうち「第1表」から「第3表
- O 「ケアプラン点検支援マニュアル(本論)」のうち「分析表

連絡先 TEL: 03-5253-1111

(人材研修係・内線 3936)

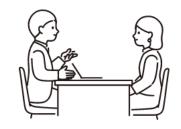
FAX: 03-3503-7894

01 ケアプラン点検とは

◆ ケアプラン点検の流れ







・来庁していただき面談

介護:作成者·管理者

予防:包括支援センター長

地区担当者

委託事業者の計画作成者





・今後の課題や改善点を相互に確認し、個別に助言。

01 ケアプラン点検とは

- ◆ ケアプラン点検で提出していただく資料
 - 1 フェイスシート・アセスメント表
 - 2 居宅サービス計画書(1~3表)
 - 3 サービス担当者会議の要点
 - 4 居宅介護支援経過
 - 5 サービス利用票・利用票別表
 - 6 モニタリング(評価)結果
 - 7 個別サービス計画書

- ◆ 令和4年度のテーマ
 - 1 通所介護利用ケース(予防プラン含む)
 - 2 新規事業所
 - **3** 高齢者の住まいのプラン
 - 4 小規模多機能型居宅事業所

〈現状〉

- ◆ 市内の居宅支援事業所数 236事業所(R5.4時点)
- ◆ 年間面談実施数 52事業所



〈保険者としての課題〉

- ◆ 5年でやっと一巡
- ◆ 保険者として居宅全体へ助言が伝えきれていない
- ◆ 年度末のまとめだけでなく、実施状況や課題など年度内にタイムリーに 発信していくことで、多くの事業所に伝わるように工夫する

◆ 令和4年度ケアプラン点検対象事業所数

- 居宅介護支援所数 230事業所
- 小規模多機能居宅介護事業所 73事業所
- 看護小規模多機能居宅介護事業所 5事業所
- 地域包括支援センター 6事業所

◆ 令和4年度ケアプラン点検実施数

介護プラン点検事業所数	提出数	108件
34事業所(小多機含む)	再提出数	41件
予防プラン点検事業所数	提出数	18件
18事業所(包括·委託事業所)	再提出数	10件

確認項目と結果通知

点検項目	点検のポイントと 助言 ○: 概ねできている/△: 改善	の必要あり
アセスメント	①利用者の心身の状況等を踏まえて、解決すべき課題を把握できているか	
	参照)条例 第16条(6)	
居宅サービス計画書	②通所介護を利用して得られる効果を検討されているか	
	③自立支援・重度化防止の観点から本人のセルフケアやインフォーマル支援が検討されてい	
	るか 参照)条例 第16条 (4)	
サービス担当者会議の	④事業所間で情報の共有ができているか	
要点、支援経過、通所	参照: Vol. 958「サービス担当者会議の要点」	
介護計画書	⑤居宅サービス計画書と連動した通所介護計画の提出を求めているか	
	参照)条例 第 16 条 (12) ※各事業所に個別計画の依頼をし、記録に残しましょう。	
モニタリング	⑥実際の利用状況を毎月確認できているか	
	参照)条例 第16条(13)(14) ※福祉用具の利用状況の確認もお願いします。	

点検項目別でみた再提出後の改善率(再提出後に結果通知が反映できていたもの)

点検項目	評価項目	改善率
アセスメント	①利用者の心身の状況等を踏まえて、解決すべき課題 を把握できているか	82.1%
ケアプラン	②通所介護を利用して得られる効果を検討されているか	88.9%
	③自立支援・重度化防止の観点から本人のセルフケア やインフォーマル支援が検討されているか	84.6%
サービス担当者会議録	④事業所間で情報の共有ができているか	73.1%
	⑤居宅サービス計画書と連動した通所介護計画の提出を求めているか	50.0%
モニタリング	⑥実際の利用状況を毎月確認できているか	71.4%

03 令和4年度ケアプラン点検まとめ

- ◆ 市からの助言が多かった項目
 - 1 アセスメント 「本人のできることできないことの把握」
 - 2 自立支援の視点 「本人の活動、セルフケアの記載を」
 - 3 記録の書き方 「5W1Hを意識し第三者でもわかる内容に」



市からの助言が多かった項目 ①アセスメント

	基本情報に関する項目	
No.	標準項目名	項目の主な内容(例)
1	基本情報(受付、利用者等基本情報)	居宅サービス計画作成についての利用者受付情報(受付日時、受付対応者、受付方法等)、利用者の基本情報(氏名、性別、生年月日、住所・電話番号等の連絡先)、利用者以外の家族等の基本情報について記載する項目
2	生活状況	利用者の現在の生活状況、生活歴等について記載する項目
3	利用者の被保険者情報	利用者の被保険者情報(介護保険、医療保険、生活保護、身体障害者手帳の有無等)について記載する項目
4	現在利用しているサービスの状況	介護保険給付の内外を問わず、利用者が現在受けているサービスの状況について記載する項目
5	障害老人の日常生活自立度	障害老人の日常生活自立度について記載する項目
6	認知症である老人の日常生活自立度	認知症である老人の日常生活自立度について記載する項目
7	主訴	利用者及びその家族の主訴や要望について記載する項目
8	認定情報	利用者の認定結果(要介護状態区分、審査会の意見、支給限度額等)について記載する項目
9	課題分析(アセスメント)理由	当該課題分析(アセスメント)の理由(初回、定期、退院退所時等)について記載する項目

課題分析(アセスメント)に関する項目

No	o.	標準項目名	項目の主な内容(例)
10	0	健康状態	利用者の健康状態(既往歴、主傷病、症状、痛み等)について記載する項目
11	1	ADL	ADL(寝返り、起きあがり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等)に関する項目
12	2	IADL	IADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)に関する項目
13	3	認知	日常の意思決定を行うための認知能力の程度に関する項目
14	4	コミュニケーション能力	意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーションに関する項目
15	5	社会との関わり	社会との関わり(社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等)に関する項目
16	6	排尿・排便	失禁の状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度などに関する項目
17	7	じょく瘡・皮膚の問題	じょく瘡の程度、皮膚の清潔状況等に関する項目
18	8	口腔衛生	歯・口腔内の状態や口腔衛生に関する項目
19	9	食事摂取	食事摂取(栄養、食事回数、水分量等)に関する項目
20	0	問題行動	問題行動(暴言暴行、徘徊、介護の抵抗、収集癖、火の不始末、不潔行為、異食行動等)に関する項目
21	1	介護力	利用者の介護力(介護者の有無、介護者の介護意思、介護負担、主な介護者に関する情報等)に関する項目
22	2	居住環境	住宅改修の必要性、危険個所等の現在の居住環境について記載する項目
23	3	特別な状況	特別な状況(虐待、ターミナルケア等)に関する項目

【出典】平成11年11月12日老企29号厚生省老人保健福祉局課長通知「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」

◆ 市からの助言が多かった項目 ①アセスメント

□ 課題分析標準項目23項目のうち不足していることが多かった項目

No.	標準項目名	助言内容
4	現在利用しているサービスの状況	記載漏れ
5 6	障害老人の日常生活自立度 認知症である老人の日常生活自立度	判定者、判定日の記載漏れ
9	課題分析(アセスメント)理由	項目、記載がない(例:初回・退院後など)
1 0	健康状態	身長、体重、BMI、血糖値などの数値もあるとよい
2 3	特別な状況	現状の課題や今後の課題を記載するとよい

◆ 市からの助言が多かった項目 ②自立支援

再提出における見直し例 ※あくまでも一例です

【事例1 サービス種別が事業所のみでセルフケアが入っていない】

課題(ニーズ)	長期目標	短期目標	サービス内容	サービス種別	頻度
右人腿部骨折のあと、	転倒や骨折を繰り返さ	家の中でつまずいたり、	状瓣膜	通所介護	週1回
足の力が弱くなった。	ず、一人暮らしが続けら	よろけたりせずに動くこ	自身で取り細めるリハビ		
専門的なリハビリを	れていること。	とができる。	リメニューの指導		
受けて、足の力を付け			筋力維持、向上、歩行訓		
たいも			練		

1

⑩セルフケアを位置付けると・・・

課題(ニーズ)	長期目標	短期目標	サービス内容	サービス種別	頻度
			状瓣肥实	通所介護	週1回
			自身で取り細めるリハビ		
			リメニューの指導		
			筋力維持、向上、歩行訓		
			練		
			●体制の良いときは立っ	本人	随時
			て食器洗いをする		
			●デイサービスで教えて		
			もらった体操を自宅でも	1	
			行う		

◆ 市からの助言が多かった項目 ②自立支援

【事例2 福祉用具貸与を位置づける場合】

課題(ニーズ)	長期目標	短期目標	サービス内容	サービス種別	頻度
右人腿部骨折のあと、	転倒や骨折を繰り返さ	近所に散歩やごみ捨てに	かご付きで屋外を安定し	福祉用具貸与	外出時
足の力が弱くなった。	ず、一人暮らしが続けら	行けるようにしたい。	て歩行するため。歩行器	事業所	
専門的なリハビリを	れていること。		貸与	_	
受けて、足の力を付け					
たい					



		T			
課題(ニーズ)	長期目標	短期目標	サービス内容	サービス種別	頻度
			かご付きで屋外を安定し て歩行するため。歩行器 貸与		外出時
			●散歩やごみ捨てが一人で出来る 	本人	外出時

【第十三条 二十二】 福祉用具貸与が必要な 理由を記載する

◆ 市からの助言が多かった項目 ③記録の書き方

E表(別紙)

サービス担当者会議の要点 (記載例) 介護保険最新情報Vol.958参照

<u>利用者名</u>		<u>作成担当者</u>				作成年月日 年	<u> </u>
開催日 年	月旦	開催場所			開催時間		開催回数
	所属(職種)	氏名	所原	属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名
A			△△デイサー	-ビス(相談員)		■■病院(主治医)	診察のため照会
会議出席者			□□訪問	看護(OT)			
						<mark>欠席者は照会者として記載</mark> します 利用者家族については続柄も記載	
検討した項目	○更新 介護1から介記 ①本人・家族(続き柄)(②健康状態(主治医より ③各事業所より	家族(続き柄)の意向 ・照会内容も会議内で共有を。 ・例えば、項目に番号を振り、後に続く検討内容と結論に対応して記載すると					
検討内容	③△△デイサービス: 週	して、自宅で移動でき 12回利用時、機能訓約 (OT): 自宅環境の確認	るようリハビリ 棟では、歩行。 8、動線の評価	ルてください。← 器で移動できる。 西を行い、負担の	訪問看護でリ よう下肢筋力を ない移動方法(しい。 ハビリを位置付ける必要性 ・・・ ← 自宅での生活を意識 の提案。週2回はどうか	したリハビリを
(例)						内容・提供方法、留意点、頻度等	
					サービスを	を利用することで <mark>得られる効果</mark> 等 	についても検討を。
結論	箇条書きで簡潔に。何7 ・訪問看護のリハビリ ん			• •	セスメントあり		
		」「いつから」「何をする な、受診や自費サービス					
残された課題					_		
(次回の開催時期)							

市からの助言が多かった項目 ③記録の書き方

介護保険最新情報VOL958

https://www.mhlw.go.jp/content/000764679.pdf

各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 御中

← 厚生労働省 老健局 認知症施策·地域介護推進課

介護保険最新情報

今回の内容

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の 提示について」の一部改正について 計50枚(本紙を除く)

Vol.958

令和3年3月31日

厚生労働省老健局

認知症施策•地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL: 03-5253-1111(内線3936)

FAX: 03-3503-7894

- ◆ 市からの助言が多かった項目 ③記録の書き方
- ◆ 支援経過記録の書き方のポイント
 - 1 5W1H、時系列で誰が読んでも分かるように
 - 2 主語と述語を明確にし、誰の発言かわかる内容に
 - 3 箇条書き
 - 4 モニタリングシート等の要点にある内容の重複は不要
 - 5 個別計画書の提出依頼 (条例16条第12項)
 - 6 説明・同意・交付した記録を意識

- ◆ 市からの助言が多かった項目 ③記録の書き方
- ◆ モニタリング訪問で確認し記録に残してほしい事
 - 1 自宅(居室)で本人・家族と面談
 - 2 生活の様子(睡眠、食事、自宅での活動の様子)
 - 3 健康状態(受診、服薬、移動、認知の様子)
 - 4 サービスの利用状況(福祉用具は1品ずつ)

04 令和5年度ケアプラン点検

令和5年度ケアプラン点検テーマ:アセスメント

ケアプラン分析システム等のデータの活用でサービスの 位置づけに特定の傾向がみられるプランを選定



根拠となるアセスメントがあるかを確認していきます。 今年度も面談による方法で、7月から実施していきます。 引き続き、本事業へのご理解ご協力をよろしくお願い致します。

介護保険課からのお知らせ

- ◆ 令和5年5月から総合特区「介護機器貸与モデル事業」に iTSUMO2 が追加されました 介護保険給付の対象とはならないため、ご注意ください。
- ◆ 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認届出書の記入例の更新

